

特産品募集要項

1 目的

本町の産業振興とふるさと納税寄附金の推進を図るために、本町への寄附者に対して贈呈する特産品の募集を行う。

2 特産品事業者の業務内容

- ① 門川町から特産品の送付について依頼を受けた場合、迅速かつ確実に寄附者へ記念品を送付すること。
- ② 万が一、送付した特産品の品質等に関してトラブルやクレームが発生した場合は、責任を持って解決に努めること。

3 特産品について

(1) 今回募集する特産品の内容は以下のとおり。

| 特産品コース | 特産品の設定金額（1件あたり） | 選考予定数 |
|--------|-----------------|-------|
| Aコース | 3,000円 | 20 |
| Bコース | 6,000円 | 10 |
| Cコース | 9,000円 | 10 |
| Dコース | 12,000円 | 5 |
| Eコース | 15,000円 | 5 |
| Fコース | 30,000円 | 5 |

- ① 複数の申込みも可能。
- ② 特産品Aコースのみといった1つのコースだけの提案も可能。
- ③ 特産品は、「単品」、「詰合せ」どちらでも可能。
- ④ 特産品の金額は、送料は別とし、商品代、消費税、梱包料など必要経費を含んだ1件あたりの金額とする。
- ⑤ 特産品の設定金額を超える部分については、事業所負担とする。
- ⑥ 通年提供できない特産品でも提案可能だが、提供期間、提供量を明示すること。

4 要件

- ① 原則として、門川町内で製造、加工、採取、栽培等をしている物、または事業者が門川町内で行うサービスであること。
- ② 門川町の魅力をPRすることが可能である物、またはサービスであること。
- ③ 特産品は、受注後速やかに郵送、宅配便等で発送できるものとする。なお、飲食物については、到着後5日間程度の賞味期限が保障されるものとする。
- ④ 提案する物又はサービスが、射幸心を煽る又は青少年の健全な育成に影響を及ぼすものでないこと。

4 特産品事業者について

- ① 原則として、門川町内に本社または主たる事業所（工場等を含む）を有する法人又は個人であること。
- ② 全国の寄附者に対して迅速かつ確実に特産品を提供できる能力を有していること。
- ③ 電子メール又はFAXの閲覧等が可能な環境と能力を有していること。
- ④ 提供する特産品等に関する販売許可を有していること。
- ⑤ 町税の滞納がないこと。
- ⑥ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77条）第2条第2号に規定する暴力団及び警察当局から排除要請がある者でないこと。

5 特産品事業者の留意事項

(1) クレーム対応、品質保障等について

特産品事業者は、送付した特産品の品質、内容、状態等に関して寄附者から苦情があった場合は、真摯に対応し、事業者の責任と負担により解決すること。また、苦情内容について町に報告すること。特産品の補償等について町は一切責任を負わない。

(2) 特産品の発送について

発送は原則事業者が行うこととし、発送日の調整など寄附者と連絡をとる必要が生じる場合の対応も原則事業者が行うこととする。

また、寄附者の長期不在等の理由により特産品の受け取りがされず、返品となった場合等について町は補償しない。

(3) 届出事務

次のいずれかに該当するときは、速やかにまちづくり推進課まで届出なければならない。

- ① 特産品の発送に遅延が生じたとき。
- ② 特産品が販売中止又は終了となる恐れが生じたとき。
- ③ 特産品の品質及び発送過程等で事故等の問題が生じたとき。
- ④ その他、申込書の記載事項に変更が生じたとき。

(4) 取扱いの中止

次のいずれかに該当するときは、取扱いを中止する。

- ① 提案内容に虚偽があったとき。
- ② 特産品及び事業者が、特産品募集要項に定める要件を満たさなくなったとき。
- ③ その他、町及び寄附者に損害を及ぼす行為があったとき。

(5) 個人情報の取扱いについて

町から提案を受けた「寄附者の個人情報」は、特産品の送付業務以外の目的で使用せず、第三者への提供は絶対に行わないこと。(特産品事業者でなくなった後においても同様)

(6) ホームページ、パンフレット等への掲載について

- ① 決定した特産品の掲載順等は、町が決定する。
- ② 町のホームページ及びポータルサイト、パンフレット等に特産品の画像、特産品名、企業名、PR コメントを掲載する場合がある。
- ③ 特産品発送時のみ、自社商品等のパンフレットを同封することができる。

(7) リニューアル後について

今回の見直し後についても、状況に応じて追加募集を行う。また、申込数の少ない特産品については、内容の改善等を求める場合がある。

6 申込み方法

別紙特産品申込書(様式第1号)に必要事項を記入し、必要書類とともにまちづくり推進課に直接、郵便、メールいずれかの方法で提出すること。提出後、日時を調整の上、まちづくり推進課もしくは訪問により聞き取りを行う。

申込書は町のホームページからダウンロードするか、下記の問い合わせ先に直接請求すること。

7 スケジュール

【募集期間】平成29年10月2日(月)～平成29年10月20日(金)

【特産品受付開始】平成29年12月(予定)

※都合により、スケジュールは変更になる場合がございます。

8 選考について

募集締切後、書類選考及び上記の要件に照らし合わせ、本町への寄附金に対する「お礼の品」として適当とみとめられるか総合的に判断し、選考する。

「お礼の品」として適当と認めた場合には、その旨を事業所へ通知し、事業所は特産品提供同意書を町へ提出するものとする。

9 申込・問合せ先

門川町役場 まちづくり推進課 企画政策係

TEL 0982-63-1140 (内線291)

FAX 0982-63-2626

Mail furusato-kifu@town.kadogawa.lg.jp